

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

豊かな水産・観光資源に恵まれたまち、港でつなげる地域防災の輪

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

三重県
鳥羽市

3 . 地域再生計画の区域

鳥羽市の区域の一部（鳥羽港及び国崎漁港）

4 . 地域再生計画の目標

鳥羽市は三重県の東端に位置し、志摩半島の北半分を市域として、東側は波静かな伊勢湾、海岸線は美しいリアス式をかたち作っており、沿岸漁業や海面養殖等の漁業が盛んな地域である。また、この恵まれた景観や水産資源等を目当てに年間 500 万人の観光客が本市に訪れており、国際観光文化都市の玄関口として鳥羽港（鳥羽マリンタウン 21）の整備が進められているところである。

近年の水産業を取り巻く環境は、漁業資源の減少による漁獲高の低下、魚価の低迷、担い手の減少及び高齢化など厳しい状況にあるものの、真珠、伊勢海老、的矢かきも三重ブランドとして認定され、地域の漁家率（漁業従事者世帯数の占める割合）は非常に高い。このため、平成 13 年度から漁港漁場整備長期計画に基づき、国崎、相差、石鏡漁港において防波堤の整備を促進し、漁港機能の一層の充実、豊かで暮らしやすい漁村づくりを目指している。

しかしながら、三重県は台風や集中豪雨により大きな災害が多数発生している地域であり、中でも伊勢湾台風、室戸台風では暴風雨、洪水とともに高潮による被害が顕著であったにも拘らず、緊急時における海上輸送網が確立されていないことから、災害発生時には主要道路が寸断され、地域が孤立する危険性が高い状況にある。

また、中央防災会議においては、「いつ発生してもおかしくない」状況にあるとされる東海地震の想定震源域として、鳥羽市を含む伊勢市以南が地震防災対策の強化地域に、県下全域が東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進地域に指定されており、本県が策定した地域防災計画においての被害想定では、この地震による震度は 6 強で、最大津波高さは 4 m を超え、幹線道路はほぼ全面不通と想定されている。

これら重大な影響を及ぼす恐れのある災害等に対処するため、本計画では、緊急物資等の海上輸送を確保する防災拠点港に位置付けられている鳥羽港において、総合的かつ

計画的な防災対策として、災害時の緊急輸送手段となる小型船舶での安全係船ができる浮棧橋及び護岸と緊急輸送陸路となる臨港道路を整備するとともに、地域の中に位置する国崎漁港については、荒天時においても小型船舶が安全に係留、避泊ができるよう沖防波堤等の整備により静穏度を高め、また、風水害時等の道路寸断による孤立から地域を守るため鳥羽港と連携を図り、緊急時の海上物資輸送ネットワークを確保する役割も果たすこととする。

(目標1) 小型船舶用の浮棧橋数の増加

鳥羽港において、災害時の緊急輸送手段となる小型船舶の安全係船ができる棧橋数の増加

2基 5基

(目標2) 荒天時における安全係船岸の充足率の向上

国崎漁港における沖防波堤整備による静穏度向上により、安全に使用できる岸壁の延長

13m 64m

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

輸送ネットワークが脆弱な当該地域において、風水害等の発生時の緊急物資輸送ネットワークが形成できる体制を整える。

緊急物資輸送の地域拠点となる国崎漁港では、沖防波堤の整備促進により港内静穏度を向上させ、荒天時の安全な係船、避泊できるようにするとともに、国崎漁港と連携して、鳥羽市における拠点となる鳥羽港において、小型船舶でも安全係船ができる浮棧橋の設置により、当該地域での災害時の緊急物資輸送手段を確保する。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

[施設の種類と事業主体]

- ・港湾施設(鳥羽港) 三重県
- ・漁港施設(国崎漁港) 三重県鳥羽市

[整備量]

- ・港湾施設・・・浮棧橋、護岸、臨港道路
- ・漁港施設・・・防波堤、突堤

[事業期間]

- ・港湾施設・・・平成 17 年度～平成 20 年度
- ・漁港施設・・・平成 17 年度～平成 21 年度

[港整備交付金の総事業費]

鳥羽港	1,600,000 千円	(うち交付金 640,000 千円)
国崎漁港	260,000 千円	(うち交付金 130,000 千円)
合計	1,860,000 千円	

5 - 3 その他の事業

該当なし

6 . 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度(5 ヵ年)

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、地域再生計画作成主体において、4 . に示す数値目標に照らし状況を調査、評価した内容を三重県 web サイトで公表し、広く意見を募集するとともに鳥羽市及び三重県の出先機関を通じて地域住民の意見を集めるものとする。

また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、事業実施主体において施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし